

イベント主催者・参加者を守る

タカスサーキットがご提案する

総合保障プラン【賠償責任保険 + T L C 施設共済】

総合保障プランの補償内容

- 1) 主催者が参加者や第三者（観客等）に負う賠償責任に対する賠償責任を補償。
- 2) イベント参加中の施設損傷事故に対しての給付金。
- 3) 主催者は加入申込書に記入するだけです。面倒な手続きはサーキットが行います。

賠償責任保険

- 1) 保険金をお支払いする事由
イベント行事遂行に起因して参加者等の第三者がケガをし、行事責任者が法律上の賠償責任を負担しなければならない場合
被害者に支払うべき¹法律上の損害賠償金
被害者に対する応急手当、緊急処置などの費用
訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬...など
- 2) お支払いする保険金
お支払い限度額
身体賠償 被害者 1 名当たり 5,000 万円
1 事故当たり 5 億円
財物賠償 1 事故当たり 3,000 万円
自己負担額（免責金額）
身体賠償・財物賠償の各々につき 10,000 円
- 3) 保険金をお支払いできない場合
行事責任者に法律上の賠償責任がない事故
行事参加者の故意による事故
地震、噴火、洪水、津波などの天災による事故
戦争、変乱、暴動などによって生じた事故...など
¹ 施設・設備等の使用および管理上の事故、もしくは業務遂行上の事故によって負担させられる法律上の賠償責任には、次のようなものが考えられます。
不法行為責任（民法第 709 条：故意または過失により第三者の権利を侵害した場合。）
工作物責任（民法第 717 条：工作物の設置または保存の過失により他人に損害を生じさせた場合。）
使用者責任（民法第 715 条：ある事業のために他人を使用する者（使用者）が、被用者が事業遂行について第三者に損害を与えた場合。）

タカスサーキット倶楽部施設共済（T C C 施設共済）

上記の賠償責任保険では、行事責任者に賠償責任がない場合には、参加者、および関係者等がサーキット施設および備品等を損傷した場合に関して保障対象外となっております。
そこで、イベント中に急激かつ偶然な外来の事故によって施設を損傷した場合に補填をする目的で、「タカスサーキット倶楽部」の施設共済をセットに同時加入することになります。

- 1) 共済給付金をお支払いする事由
タカスサーキットの場内での走行行為（走行に関わる車両整備等のピット活動も含む。）によって生じた施設損傷（レンタル品は除く。）。
- 2) お支払いする共済給付金
物損給付 ・ 補修費用が発生する 1 事故につき、10,000 円を超える全額。
- 3) 給付金をお支払いできない場合
補修費用が 10,000 円までの場合。
契約者（主催者）、参加者または共済給付金を受け取るべき者の故意、または不注意による事故。
地震・噴火・津波、戦争・その他の変乱（テロ行為を除く。）による事故。
疾病・脳疾患・心神喪失による事故...など。

保険料（含む共済掛金）と加入手続き

- 1) 1 行事あたりの保険料（参加台数に関係なく。） 20,000 円 / 半日
40,000 円 / 1 日
- 2) 加入手続き
加入申込書（受付簿）に、イベント名称、加入申込者（主催者）、代表者の氏名・住所、参加者名簿、保険料をご記入の上（別紙様式による「タイム計測リスト」を作成すると、自動的に転記されます。）、保険料を添えてイベント開催当日の 3 日前までにサーキットに提出（メール、郵送もしくは F A X でも可）してください。
申し込み最小人数は 10 名となっています。保険料の立替払いも可能です。
なお、当日までに参加者（加入者）の変更は可能ですが、参加者（加入者）の追加変更がある場合、受付できない場合もありますのでご注意ください。
また、申し込み後に参加人数の変更・減少、取り消し、もしくは解約等をされる場合、支払済みの保険料は返却できませんのでご了承下さい。

事故がおきたら...

- 1) 傷害事故にあわれたら事故の日から 14 日以内にサーキットまでご連絡ください。
- 2) 賠償をしなければならないと思われる事故が発生した場合の事故処理は、サーキットに相談してください。
あらかじめ当社（サーキットおよび引受保険会社）の承諾を得ず示談金や賠償金をお支払いになった場合は、その一部あるいは全部について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

注意事項

上記の保険契約、および共済加入に関しては、悪天候他の事由によりイベントが順延となった場合は、契約当初の開催日から 1 ヶ月以内（1 ヶ月後の契約応当日まで）であれば、保険期間を順延日に変更しますので申し出てください。
責任賠償保険と共済加入は、加入申し込み（受付）は一括で受け賜われますが、引受保険会社との契約は別契約となります。
上記保険はクーリングオフ制度（契約申し込みの撤回）の対象ではありません。
本プランは、2012 年 4 月 1 日より適用開始となります。
上記保険の約款等の内容については、別紙資料をご参照下さい。

資料

賠償責任保険普通保険約款（抜粋）

（当会社の填補責任）

第1条 当会社は、この約款に従い、被保険者が特約条項記載の事故（以下「事故」といいます。）により、他人の生命もしくは身体を害し（以下「身体の障害」といいます。）またはその財物を滅失、棄損もしくは汚損（以下「損壊」といいます。）した場合において、法律上の損害責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）を填補します。（損害の範囲および責任限度）

第2条 当会社が、填補する損害の範囲は、次のとおりとします。

- 1）被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金（損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。）
- 2）被保険者が第16条（事故の発生）第1項第2号の義務を履行するために支出した必要または有益であった費用
- 3）被保険者が第16条（事故の発生）第1項第3項の手段を講ずるために支出した必要または有益であった費用
- 4）被保険者が当会社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用
- 5）被保険者が第17条（当会社による解決）第1項の協力のため支出した費用

2 ...

3 1回の事故について、当会社が填補すべき金額は、第1項第1号の金額が、保険証券に記載された免責金額（以下「免責金額」といいます。）を超過する額とし、保険証券に記載された保険金額（以下「保険金額」といいます。）をもって限度とします。

4 ...

（費用の負担）

第3条 ...

（免責）

第4条 当会社は、直接であると間接であると問わず、被保険者が次に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害を填補しません。

- 1）被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任
- 2）戦争...
- 3）地震...
- 4）被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- 5）被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- 6）被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- 7）排気...
- 8）被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

（責任の始期および終期）

第5条 ...

（調査）

第6条 ...

（告知義務）

第7条 ...

（通知義務）

第8条 ...

（保険契約の解除）

第9条 ...

（保険料の追徴または返還 - 告知・通知事項の承認の場合）

第10条 ...

（保険料の清算）

第11条 ...

（保険契約の無効）

第12条 ...

（保険料の返還 - 契約の無効・失効の場合）

第13条 ...

（保険料の返還 - 契約解除の場合）

第14条 ...

（失効・解除の特例）

第15条 ...

（事故の発生）

第16条 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知ったときは、次の事項を履行しなければなりません。

- 1）事故の発生日時、場所、被害者の住所氏名、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者があるときはその住所氏名を、また損害賠償の請求を受けたときはその内容を、遅滞なく書面で当会社に通知すること。
- 2）他人から損害の賠償を受けることができる場合においては、その権利の保全または行使について必要な手続きをすること。
- 3）損害を防止軽減するために必要な一切の手段を講ずること。
- 4）損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、被害者に対する応急手当または護送は、損害賠償責任の承認とはみなしません。

（当会社による解決）

第17条 被保険者が、被害者から損害賠償の請求を受けた場合において、当会社が必要と認めるときは、被保険者に代わり自己の費用でその解決に当たることができます。この場合において、被保険者は当会社の求めに応じその遂行について当会社に協力しなければなりません。

2 被保険者が正当な理由がなく前項の協力に応じないときは、当会社は、損害を填補しません。

（保険金請求の手續）

第18条 ...

（保険金の支払）

第19条 ...

（保険金の分担）

第20条 ...

（評価人および裁定人）

第21条 ...

（代位）

第22条 ...

（準拠法）

第23条 ...